

令和3年7月21日 資料No.3  
建設常任委員会

再開発担当

虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の解散について



発行 東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（東京消防庁企画調整部企画課）

告示

○市街地再開発組合の解散認可.....（都市整備局市街地整備部再開発課）

○種苗生産事業者の登録.....（産業労働局農林水産部森林課）

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定.....

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し.....

○個人、政党及び政党等演説会場の指定.....

告示（監）

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者.....

告示

○認定特定非営利活動法人の認定の失効.....（生活文化局都民生活部管理法人課）

○開発行為に関する工事完了.....（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）

○低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定.....（環境局環境改善部大気保全課）

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七十六号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万一千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償（適用日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示 示

●東京都告示第八百六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第八百六十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 第六十九号

二 生産事業者

(一) 氏名 平野 雄大

(二) 住所 東京都あきる野市切欠一九四三

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 平野農園  
東京都あきる野市切欠一九四三

一 登録番号 第七十号

二 生産事業者

(一) 氏名 株式会社 木林士

代表取締役 水出 健二

(二) 住所 東京都八王子市下恩方町一三八一

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 株式会社 木林士  
東京都八王子市下恩方町一三八一

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

ザ番町ハウス 千代田区二番町七番地六

しまナーシングホーム飯 新宿区西五軒町十一番十号

田橋 ニチイホーム中野南台 中野区南台三丁目二十六番二十四号

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

安田病院 大田区大森北二丁目十一番十八号

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会



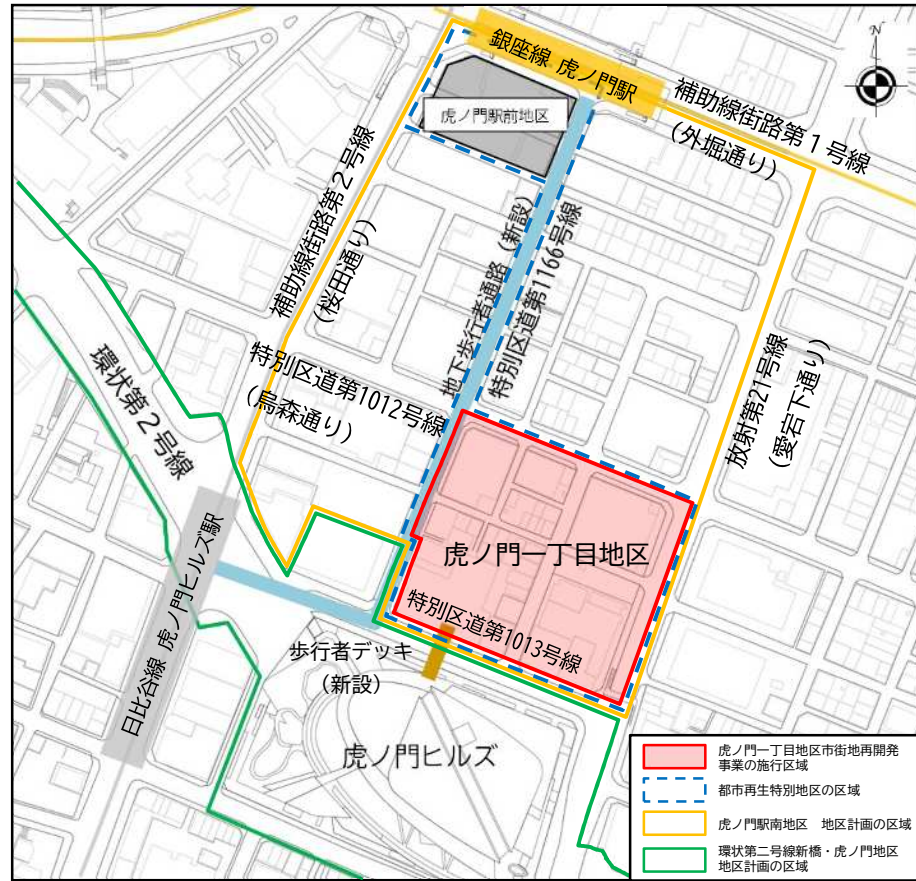
# 虎ノ門一丁目地区の街づくりについて

## 1. 計画地の位置・地区の概要

当地区は、南側を特別区道第1013号線、東側を放射第21号線（愛宕下通り）、北側を特別区道第1012号線、西側を特別区道第1166号線に囲まれた虎ノ門一丁目内に位置する、約1.5haの地区です。

当地区の南側には、環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画が定められており、環状第2号線（新虎通り）が平成26年3月に開通、虎ノ門ヒルズが平成26年6月に開業しました。また、令和2年6月には、東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅が開業しました。

### ■位置図



出典：国土地理院ホームページ (<https://www.gsi.go.jp/>) 「地理院地図」を加工して作成

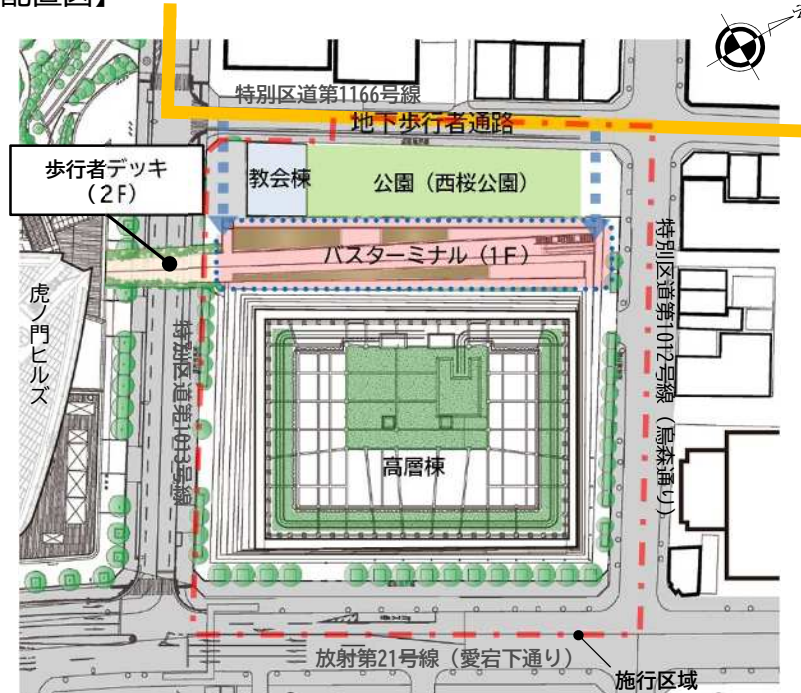
## 2. これまでの主な経緯

- 平成21年 7月 「街づくり意見交換会」 開始
- 平成22年12月 虎ノ門一丁目地区市街地再開発準備組合 設立
- 平成26年 8月 街並み再生地区（虎ノ門駅南地区） 指定
- 平成27年 7月 都市計画決定 告示
- 平成28年 1月 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合設立認可
- 平成28年 6月 権利変換計画認可
- 平成29年 2月 着工
- 令和 2年 1月 しゅん工
- 令和 3年 6月 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合解散認可

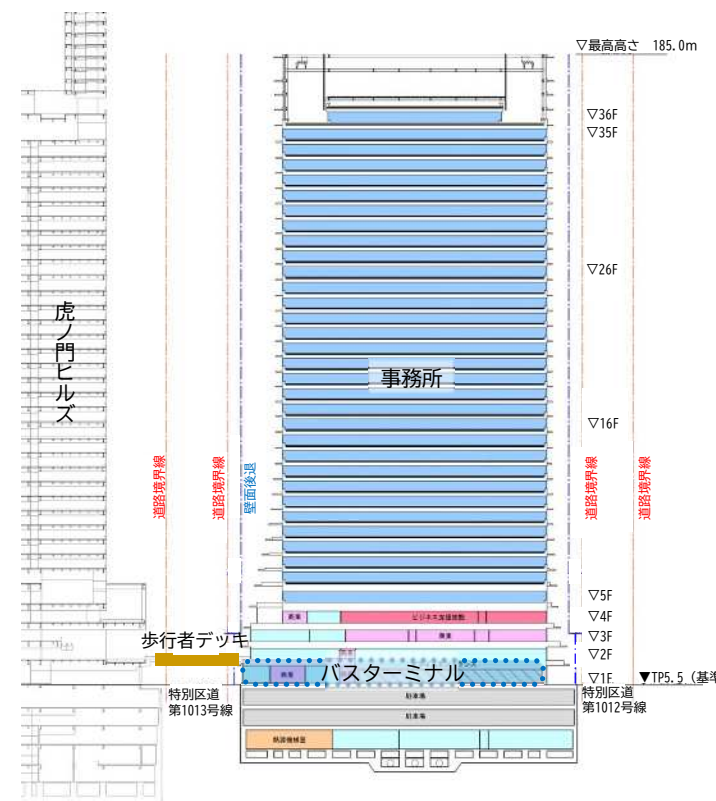
## 3. 整備する主な公共施設等

種別	名称	規模		備考
		幅員	延長	
主要な公共施設	地下歩行者通路	約6m	約370m	新設
	公園	約1,200㎡	-	新設
	バスターミナル	約1,000㎡	-	新設
地区施設	歩行者デッキ	約5.5m	約30m	新設

### 【配置図】



### 【断面図】



## 4. 施設建築物の概要

	高層棟（A-1街区）	教会棟（A-2街区）
敷地面積	約10,065㎡	約295㎡
延床面積	約172,920㎡	約500㎡
建築物の高さ	約185m	約19m
階数	地上36階/地下3階	地上3階
主要用途	事務所・店舗・駐車場等	教会

### ・外観（北西より）



### ・西桜公園



### ・地下歩行者通路



### ・バスターミナル



### ・歩行者デッキ

